

書告辭業事

事業報告書			
医療法人整理番号		00684	
報告期間		令和7年4月1日	
自		令和8年3月31日	
至			
1 事業報告書の概要			
(1) 名称	医療法人財団湖聖会	分類①から③のそれぞれの項目(③は社団のみ。)について、該当するものをリストから選択すること。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)	
分類①	財団		
分類②	その他		
分類③			
(2) 事務所の所在地	静岡県	複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。	
	市郡町村		
	町名・番地		
	建物名		
		従たる事務所の記載はこちら	
(3) 設立認可年月日		平成7年12月8日	
(4) 設立登記年月日		平成7年12月20日	
(5) 理事長の氏名	姓	湖山	
	名	泰成	
役員及び評議員の人数		25	
役員及び評議員		記載はこちら	
2 事業の概要			
(1-1) 本来業務(病院、診療所)		記載はこちら	
(1-2) 本来業務(介護老人保健施設、介護医療院)		記載はこちら	
(2) 附帯業務		記載はこちら	
(3) 収益業務		記載はこちら	
(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項		記載はこちら	
(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債		記載はこちら	
(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債		記載はこちら	
(7) 当該会計年度内に開設(許可を含む)した主要な施設		記載はこちら	
(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容		記載はこちら	
(9) その他		記載はこちら	

品

事業報告書			
1-(2) 従たる事務所の所在地			
都道府県	市区町村	町名・番地	建物名
静岡県	富士市	五貫島175番地	さきょうの郷

事業報告書

1-(5) 役員及び評議員

役職	姓	名	備考
理事	湖山	泰成	
理事	高橋	克弥	常務理事 医療法人財団湖聖会事業本部長
理事	財津	充利	医療法人財団湖聖会事業部長
理事	成瀬	勝	介護老人保健施設鶴舞乃城施設長
理事	安永	剛	もちはクリニック石坂院長
理事	中島	敦夫	銀座医院上野透析クリニック院長
理事	林	秀治	介護老人保健施設ききよの郷施設長
理事	八十川	要平	銀座医院院長
理事	諸岡	暁	湖山リハビリテーション病院院長
理事	平泉	泰白	介護老人保健施設キーストン施設長
理事	牛尾	龍朗	大和会和光園診療所所長 愛生苑医務室室長
理事	加藤	直也	介護老人保健施設星のしずく施設長
監事	柳	俊博	公認会計士・税理士
監事	徳久	剛史	医師・苗場福祉会介護老人保健施設純恵の郷施設長
評議員	清水	久義	税理士
評議員	山内	一枝	医療法人理事
評議員	平野	昭宏	公認会計士
評議員	原田	和美	医療法人理事
評議員	小松	順子	社会福祉法人理事
評議員	遠藤	真由美	社会福祉法人理事
評議員	齊藤	雄介	社会福祉法人理事
評議員	佐々木	和之	医療法人理事
評議員	金子	大助	社会福祉法人理事

1-(5) 役員及び評議員			
役職	姓	名	備考
評議員	山	匠	社会福祉法人理事
評議員	大橋	隆史	社会福祉法人理事
評議員	小出	浩史	医療法人理事
評議員	深澤	勲	弁護士

注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第 4 2 条の 3 第 1 項の認定を受けた医療法人」以外の

医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。

2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者であることを記載すること。（医療法第 4 6 条の 5 第 6 項参照）
3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。（医療法第 4 6 条の 4 第 1 項参照）

事業報告書

2-(1) 本来業務

(開設する病院、診療所（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務)

種類	施設の名称	指定管理	施設の医療機関コード	開設場所	許可病床数					一般病床	療養病床	医療保険	介護保険	精神病床	感染症病床	結核病床
病院	湖山リハビリテーション病院		2212310599	静岡県富士市大淵405番地25	0	112	96	0	0	0					0	0
診療所	ももはクリニック石坂		2212311084	静岡県富士市石坂420番地の1												
診療所	銀座医院		1310234229	東京都中央区銀座4丁目12番15号歌舞伎座タワー16階												
診療所	銀座医院上野透析クリニック		1310630582	東京都台東区上野2丁目12番20号NDKロータスビル3階												

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、指定管理の欄に記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を記載すること。
3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

事業報告書

2-(1) 本来業務

(介護老人保健施設又は介護医療院 (医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種類	施設の名称	指定管理	施設の介護事業所番号	開設場所	入所定員	通所定員
介護老人保健施設	ききょうの郷		2252380023	静岡県富士市五貫島175番地	100	65
介護老人保健施設	鶴舞乃城		2254280023	静岡県静岡市清水区庵原町3158番地	100	60
介護老人保健施設	星のしずく		2254280148	静岡県静岡市葵区城北87番地	100	40
介護老人保健施設	キーストン		1350880017	東京都江東区亀戸3-36-1	100	43

- 注) 1. 地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者として管理する施設については、指定管理の欄に記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を記載すること。
3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

事業報告書

2-(2) 附帯業務 (医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務)

種類又は事業名	委託管理	実施場所	備考
高齢者地域支援窓口事業	静岡県富士市	静岡県富士市五貫島175番地	
高齢者地域支援窓口事業	静岡県富士市	静岡県富士市鮫島348番地4	
「食」の自立支援事業	静岡県富士市	静岡県富士市五貫島175番地	
いきがいデイサービス事業	静岡県富士市	静岡県富士市五貫島175番地	
いきがいづくり事業	東京都港区	東京都港区虎ノ門1丁目21番地10号	
介護予防・健康づくり事業	東京都港区	東京都港区芝4丁目1番地17号	
ふれあいコミュニティ事業	東京都港区	東京都港区浜松町1丁目21番地10号	
高齢者在宅サービスセンター事業	東京都港区	東京都港区台場1丁目5番地5号	
高齢者在宅サービスセンター事業	東京都港区	東京都港区芝3丁目24番地5号	
高齢者在宅サービスセンター事業	東京都港区	東京都港区虎ノ門1丁目21番地10号	
高齢者在宅サービスセンター事業	東京都港区	東京都港区芝3丁目24番地5号	
地域包括支援センター事業	東京都港区	静岡県富士市大淵405番地25	
訪問看護ステーション百葉		静岡県富士市小泉258番地1	休止
ヘルパーステーション百葉富士宮		静岡県静岡市清水区庵原町3158番地	休止
ヘルパーステーション百葉鶴舞		静岡県富士市小泉258番地1	
デイサービスセンターアルク百葉富士宮		静岡県富士市小泉258番地1	
デイサービスセンターアルクそてつ		静岡県富士市鮫島348番地4	
デイサービスセンターアルク百葉二の宮		静岡県富士市北町14番地5	
デイサービスセンターアルクみずあおい		静岡県静岡市葵区北3丁目26番29号	廃止
デイサービスセンター百葉わらしな		静岡県静岡市葵区羽鳥6丁目25番地11	
デイサービスセンター百葉清水浪漫館		静岡県静岡市清水区高橋2丁目9番地15	
アーマビリータ		静岡県富士市五貫島169番地	
デイサービスセンターアルク富士宮		静岡県富士市西小泉町21番地6	

2-(2) 附常業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）			
種類又は事業名	委託管理	実施場所	備考
デイサービスセンターアルク富士		静岡県富士市石坂420番地の1	
グループホームおとなりさん		静岡県富士市五貫島160番地1	
グループホームわたしの家		静岡県富士市大淵352番地2	
グループホーム百葉二の宮		静岡県富士市宮市北町14番地5	
グループホームみずあおい		静岡県静岡市葵区北3丁目26番29号	廃止
グループホーム百葉わらしな		静岡県静岡市葵区羽鳥6丁目25番地11	
グループホーム百葉清水浪漫館		静岡県静岡市清水区高橋2丁目9番地15	
グループホーム花ごろも		静岡県富士市岩本232番地2	
小規模多機能ホーム花ごろも		静岡県富士市岩本232番地2	
グループホーム花咲み		静岡県富士市宇東川西町8-41	
小規模多機能ホーム花咲み		静岡県富士市宇東川西町8-41	
訪問看護ステーション 和奏		東京都港区南青山2-6-3	
小規模多機能型居室介護 和奏		東京都港区南青山2-6-3	
湖山リハビリテーション病院居宅介護支援事業所		静岡県富士市大淵405番地25	休止

注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を委託管理の欄に記載すること。

事業報告書		
2-(3) 収益業務 (社会医療法人又は医療法第4.2条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務)		
種類	実施場所	備考

2-(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項	
日付	議決又は同意した事項
令和7年4月14日	評議員変更に関する報告・理事変更に関する件・次期役員選任に関する件・理事長特例認可申請に関する件
令和7年4月15日	評議員変更に関する件（書面による決議）
令和7年4月18日	次期評議員選任に関する件・理事長選任に関する件・常務理事選任に関する件・理事長特例認可申請に関する件（書面による決議）
令和7年6月12日	理事長特例認可について報告・2024年度 事業報告・決算報告・修繕積立金の積立に関する件・会計監査人候補者の推薦に関する件
令和7年6月17日	理事長特例認可について報告・2024年度 事業報告・決算報告・修繕積立金の積立に関する件・会計監査人候補者の推薦に関する件
令和7年7月28日	理事変更に関する件
令和7年9月19日	銀座メディアビルに関する件・規程改訂に関する件（書面による決議）
令和8年1月9日	グループホームみずあおい介護サービス提供体制整備促進事業費補助金財産処分に関する件・銀座医院における空調熱量計交換に関する件・銀座メディアビル 耐震診断費用に関する件（書面による決議）
令和8年2月26日	理事変更に関する件
令和8年3月19日	グループホームみずあおい介護サービス提供体制整備促進事業費補助金 財産処分について・銀座医院における空調熱量計交換について・銀座メディアビル 耐震診断費用に関する件・2026年度 事業計画に関する件・法人会合併に関する件・会計監査人候補者の推薦に関する件・役員報酬・責任保険の更新に関する件・医療費補助・税制対応に関する件
令和8年3月24日	理事の変更について報告・2026年度 事業計画に関する件・2026年度 固定資産計画に関する件・法人会の最高限年度に関する件・評議員変更に関する件・銀座医院における名称変更に関する件・法人会合併に関する件・会計監査人候補者の推薦に関する件・役員報酬・責任保険の更新に関する件・医療費補助・税制対応に関する件

注) 2-(5)、2-(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないと。

2-(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債											
発行総額		申込期間 (開始日)		利率		資金使途		償還方法		医療機関債を引き受けた医療法人名	
申込単位		申込期間 (終了日)		払込期日				償還期限			
注) 医療機関債の発行総額、申込単位、申込期間、利率、払込期日、資金使途、償還の方法及び期限を記載すること。なお、発行要項の写しの添付に代えても差し支えない。 医療機関債を医療法人が引き受けた場合には、当該医療法人名を全て明記すること。											

2-(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債

医療機関債の発行により資産の取得が行われる医療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しており、これらの医療機関が地域における医療機能の分化・連携に資する医療連携を行っており、かつ、当該医療連携を継続することが自らの医療機関の機能を維持・向上するために必要である理由

医療機関債名	発行元医療法人名	購入総額	償還期間（開始日～終了日）	

注)

1. 医療機関債を購入する医療法人は、医療機関債の発行により資産の取得が行われる医療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しており、これらの医療機関が地域における医療機能の分化・連携に資する医療連携を行っており、かつ、当該医療連携を継続することが自らの医療機関の機能を維持・向上するために必要である理由を記載すること。

2. 購入した医療機関債名、発行元医療法人名、購入総額及び償還期間を記載すること。なお、契約書又は債権証書の写しの添付に代えても差し支えない。

2-(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設	
日付	開設（許可を含む）した主要な施設
令和7年4月1日	介護老人保健施設キーストン 合併
令和7年4月1日	訪問看護ステーション 和奏 新規開設
令和7年4月1日	小規模多機能型居宅介護 和奏 新規開設

2-(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容	
日付	他の法律、通知等において指定された内容
注) 全ての指定内容について記載しても差し支えない。	

2-(9) その他	
目付	記載事項
注) 当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。(任意)	

法人名 医療法人財団湖聖会
所在地 静岡県富士市五貫島175番地

※医療法人整理番号 00684

貸借対照表
令和8年3月31日 現在

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	3,072,958	I 流動負債	2,581,511
現金及び預金	1,478,977	支払手形	
事業未収金	1,512,683	買掛金	88,380
有価証券		短期借入金	850,000
たな卸資産	39,895	未払金	220,461
前渡金		未払費用	460,118
前払費用	46,023	未払法人税等	22,746
その他の流動資産	4,513	未払消費税等	33,383
貸倒引当金	-9,135	前受金	
		預り金	1,308
		前受収益	
		その他引当金	51,697
		その他の流動負債	853,413
II 固定資産	8,446,627		
1 有形固定資産	8,059,743	II 固定負債	5,468,247
建物	3,876,128	医療機関債	
構築物	44,470	長期借入金	5,299,290
医療用器械備品	57,120	繰延税金負債	122,249
その他の器械備品	138,202	その他引当金	10,585
車両及び船舶	4,065	その他の固定負債	36,122
土地	3,914,830		
建設仮勘定			
その他の有形固定資産	24,925		
		負債合計	8,049,758
2 無形固定資産	106,438	純資産の部	
借地権	2,312	科目	金額
ソフトウェア	101,683	I 基金	
その他の無形固定資産	2,442	II 積立金	3,469,826
3 その他の資産	280,444	代替基金	
有価証券	2,000	設立等積立金	308,944
その他長期貸付金		圧縮積立金	326,310
保有医療機関債		その他積立金	74,790
その他長期貸付金		繰越利益積立金	2,759,782
役職員等長期貸付金			
長期前払費用	11,062	III 評価・換算差額等	
繰延消費税等	39,712	その他有価証券評価差額金	
その他の固定資産	227,669	繰延ヘッジ損益	
		純資産合計	3,469,826
資産合計	11,519,585	負債・純資産合計	11,519,585

(注) 1. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

2. 社会医療法人及び特定医療法人については、純資産の部の基金の科目を削除すること。

法人名 医療法人財団湖聖会
所在地 静岡県富士市五貫島175番地

医療法人整理番号 00684

損 益 計 算 書
自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日

(単位：千円)

科目		金 額	
I 事業損益			
A 本来業務事業損益			
1 事業収益			7,260,083
2 事業費用			
(1) 事業費	7,022,615		
(2) 本部費	37,504		7,060,119
本来業務事業利益			199,964
B 附帯業務事業損益			
1 事業収益			2,932,622
2 事業費用			2,829,181
附帯業務事業利益			103,441
C 収益業務事業損益			
1 事業収益			0
2 事業費用			0
収益業務事業利益			0
事業利益			303,405
II 事業外収益			
受取利息	3,930		
その他の事業外収益	241,460		245,390
III 事業外費用			
支払利息	79,366		
その他の事業外費用	125,175		204,541
経常利益			344,254
IV 特別利益			
固定資産売却益	202		
その他の特別利益	0		202
V 特別損失			
固定資産売却損	4,327		
その他の特別損失	17,292		21,619
税引前当期純利益			322,837
法人税・住民税及び事業税	73,843		
法人税等調整額	11,797		85,640
当期純利益			237,197

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

様式第三号

法人名 医療法人財団 湖聖会

所在地 静岡県富士市五貫島175番地

※医療法人整理番号

財 産 目 録

(令和 8 年 3 月 3 1 日現在)

1. 資 産 額	11,519,585 千円
2. 負 債 額	8,049,758 千円
3. 純 資 産 額	3,469,826 千円

(内 訳) (単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	3,072,958
B 固 定 資 産	8,446,627
C 資 産 合 計 (A+B)	11,519,585
D 負 債 合 計	8,049,758
E 純 資 産 (C-D)	3,469,826

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建 物 (□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式 5

法人名 医療法人財団 湖聖会

※医療法人整理番号

所在地 静岡県富士市五貫島175番地

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種 類	
名 称	該当なし
所 在 地	
総 資 産 額 (千 円)	
事 業 の 内 容	
関係事業者との関係	
取 引 の 内 容	
取 引 金 額 (千 円)	
科 目	
期 末 残 高 (千 円)	

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種 類	
氏 名	該当なし
職 業	
関係事業者との関係	
取 引 の 内 容	
取 引 金 額 (千 円)	
科 目	
期 末 残 高 (千 円)	

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

監 事 監 査 報 告 書

医療法人財団 湖聖会

理事長 湖 山 泰 成 殿

私たちは、医療法人財団湖聖会の令和7会計年度(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実はありません。

令和 8 年 6 月 1 1 日
医 療 法 人 財 団 湖 聖 会
監 事 徳 久 剛 史

監 事 柳 俊 博

注記は、エクセルで作成のため「その他 1」へ保存してあります。

様式第四号

法人名 医療法人財団 湖聖会

所在地 静岡県富士市五貫島175番地

※医療法人整理番号:

純資産変動計算書
(自 令和 7年 4月 1日 至 令和 8年 3月 31日)

(単位:千円)

	基金 (又は出資金)	積立金				評価・換算差額等			純資産合計
		設立等積立金	圧縮積立金	修繕積立金	繰越利益積立金	積立金合計	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	
令和7年3月31日残高	-	74,101	176,635	54,175	2,549,980	2,854,891	0	0	2,854,891
会計年度中の変動額									
当期純利益					237,194	237,194		-	237,194
圧縮積立金積立			8,586		-8,586	-		-	-
圧縮積立金取崩			-23,501		23,501	-		-	-
修繕積立金積立				14,615	-14,615	-		-	-
合併による増加		234,843	164,590	6,000	0	405,433		-	-
合併による減少				0	-27,693	-27,693		-	-
金リスワッ ズ評価差額						-	0	0	0
会計年度中の変動額合計	-	-	149,675	20,615	209,801	614,935	0	0	614,935
令和8年3月31日残高	-	308,944	326,310	74,790	2,759,782	3,469,826	-	-	3,469,826

1. 純資産の変動事由及び金額の掲載は、概ね貸借対照表における記載の順序によること。
2. 評価・換算差額等は、科目ごとの記載に代えて評価・換算差額等の合計額を、前会計年度末残高、会計年度中の変動額及び会計年度末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。
3. 積立金及び純資産の各合計欄の記載は省略することができる。

様式第五号

法人名 医療法人財団 湖聖会

※医療法人整理番号

所在地 静岡県富士市五貫島175番地

有形固定資産等明細表

資産の種類		前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引 当期末残高 (千円)
有形固定資産	建物	8,900,755	1,224,309	119,251	10,005,813	6,129,685	273,277	3,876,128
	構築物	287,729	730	-	288,459	243,988	6,202	44,470
	医療用器械備品	182,348	23,802	-	206,151	149,030	13,814	57,120
	その他器械備品	258,771	199,370	7,025	451,115	312,912	31,113	138,202
	車両運搬具	24,760	-	2,234	22,525	18,459	1,355	4,065
	土地	3,253,330	661,500	-	3,914,830	-	-	3,914,830
	建設仮勘定	21,890	6,132	28,022	-	-	-	-
	その他の有形固定資産	19,814	32,474	7,401	44,887	19,962	17,241	24,925
	計	12,949,399	2,148,318	163,935	14,933,783	6,874,039	343,003	8,059,743
無形固定資産	借地権	2,312	-	-	2,312	-	-	2,312
	ソフトフェア	123,441	80,486	10,876	193,051	91,367	29,988	101,683
	その他の無形固定資産	4,345	-	-	4,345	1,903	40	2,442
	計	130,099	80,486	10,876	199,709	93,271	30,029	106,438
その他の資産	有価証券	2,000	-	-	2,000	-	-	2,000
	敷金	126,327	1,816	4,551	123,593	-	-	123,593
	保証金	19,124	2	21	19,105	-	-	19,105
	長期前払費用	6,576	8,189	3,703	11,062	-	-	11,062
	繰延消費税等	68,955	14,749	14,133	69,571	29,859	11,106	39,712
	その他の固定資産	69,974	19,300	1,070	88,204	3,233	200	84,971
	計	292,958	44,057	23,478	313,537	33,092	11,306	280,444

1. 有形固定資産、無形固定資産及びその他の資産について、貸借対照表に掲げられている科目の区分により記載すること。
2. 「前期末残高」、「当期増加額」、「当期減少額」及び「当期末残高」の欄は、当該資産の取得原価によって記載すること。
3. 当期末残高から減価償却累計額又は償却累計額を控除した残高を、「差引当期末残高」の欄に記載すること。
4. 合併、贈与、災害による廃棄、滅失等の特殊な事由で増加若しくは減少があった場合又は同一の種類のものについて資産の総額の1%を超える額の増加は、その事由を欄外に記載すること。若しくは減少があった場合（ただし、建設仮勘定の減少のうち各資産科目への振替によるものは除く。）。
5. 特別の法律の規定により資産の再評価が行われた場合その他特別の事由により取得原価の修正が行われた場合には、当該再評価差額等については、「当期増加額」又は「当期減少額」の欄に内書（括弧書き）として記載し、その増減の事由を欄外に記載すること。
6. 有形固定資産又は無形固定資産の金額が資産の総額の1%以下である場合又は有形固定資産及び無形固定資産の当該会計年度におけるそれぞれの増加額及び減少額がいずれも当該会計年度末における有形固定資産又は無形固定資産の総額の5%以下である場合には、有形固定資産又は無形固定資産に係る記載中「前期末残高」、「当期増加額」及び「当期減少額」の欄の記載を省略することができる。なお、記載を省略した場合には、その旨注記すること。

<注記>

当期増加額には、合併に伴い引継いだ有形固定資産1,951,391千円（建物1,213,122千円、その他器械備品74,183千円、その他の有形固定資産2,586千円、土地661,500千円）無形固定資産846千円（ソフトウェア846千円）が含まれている。

様式第六号

法人名 医療法人財団 湖聖会

※医療法人整理番号

所在地 静岡県富士市五貫島175番地

引 当 金 明 細 表

区 分	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (そ の 他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	8,469	9,135	-	8,469	9,135
賞与引当金	114,289	51,697	114,289	-	51,697
退職給付引当金	11,497	-	595	316	10,585

※注) 貸倒引当金の当期減少額(その他)は、洗い替え処理によるものです。

1. 前期末及び当期末貸借対照表に計上されている引当金について、設定目的ごとの科目の区分により記載すること。
2. 「当期減少額」の欄のうち「目的使用」の欄には、各引当金の設定目的である支出又は事実の発生があったことによる取崩額を記載すること。
3. 「当期減少額」の欄のうち「その他」の欄には、目的使用以外の理由による減少額を記載し、減少の理由を注記すること。

様式第七号

法人名 医療法人財団 湖聖会

※医療法人整理番号

所在地 静岡県富士市五貫島175番地

借入金等明細表

区 分	前 期 末 残 高 (千円)	当 期 末 残 高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	1,250,000	850,000	1.14	—
1年以内に返済予定の 長期借入金	640,092	784,042	1.01	—
長期借入金（1年以内に 返済予定のものを除く。）	5,306,612	5,299,290	0.91	2026年4月～ 2044年2月
その他の有利子負債	—	—	—	—
合 計	7,196,704	6,933,332	—	—

- 1 「平均利率」については、借入金の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。
- 2 長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く）の決算日後の返済予定額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
長期借入金	760,292	754,754	635,102	550,170	2,598,972

様式第八号

法人名 医療法人財団 湖聖会

※医療法人整理番号

所在地 静岡県富士市五貫島175番地

有 価 証 券 明 細 表

【債 券】

銘 柄	券 面 総 額 (千円)	貸借対照表価額 (千円)
計		

【その他】

種 類 及 び 銘 柄	口 数 等	貸借対照表価額 (千円)
<株式> 富士コミュニティエフエム放送株式会社	40	2,000
計	40	2,000

1. 貸借対照表の流動資産及びその他の資産に計上されている有価証券について記載すること。
2. 流動資産に計上した有価証券とその他の資産に計上した有価証券を区分し、さらに満期保有目的の債券及びその他有価証券に区分して記載すること。
3. 銘柄別による有価証券の貸借対照表価額が医療法人の純資産額の1%以下である場合には、当該有価証券に関する記載を省略することができる。
4. 「その他」の欄には有価証券の種類（金融商品取引法第2条第1項各号に掲げる種類をいう。）に区分して記載すること。

様式第九の一号

法人名 医療法人財団 湖聖会

※医療法人整理番号

所在地 静岡県富士市五貫島175番地

事業費用明細表

(単位：千円)

区 分	本来業務事業費用			附帯業務 事業費用	収益業務 事業費用	合 計
	事業費	本部費	計			
材料費	520,130	-	520,130	118,533	-	638,664
給与費	4,600,364	32,476	4,632,840	1,929,799	-	6,562,640
委託費	415,554	-	415,554	122,531	-	538,085
経費	1,486,566	5,027	1,491,593	658,317	-	2,149,911
売上原価	-	-	-	-	-	-
その他の事業費用	-	-	-	-	-	-
計	7,022,615	37,504	7,060,119	2,829,181	-	9,889,301

1. 売上原価には、当該医療法人の開設する病院等の業務に附随して行われるもの（売店等）及び収益業務のうち商品の仕入れ又は製品の製造を伴う業務について記載すること。
2. 中科目区分には、それぞれ細区分を設け、売上原価については、商品（又は製品）期首たな卸高、当期商品仕入高（又は当期製品製造原価）、商品（又は製品）期末たな卸高を、材料費、給与費、委託費、経費及びその他の費用については、その内訳を示す費目を記載する様式によることもできる。
3. その他の事業費用には、研修費のように材料費、給与費、委託費及び経費の二つ以上の中区分に係る複合費として整理した費目を記載する。

独立監査人の監査報告書

令和8年6月4日

医療法人財団湖聖会
理事会 御中

高田文浩公認会計士事務所
愛知県名古屋市

公認会計士 高田文浩

田中友也公認会計士事務所
愛知県名古屋市

公認会計士 田中友也

監査意見

私たちは、医療法第51条第5項の規定に基づき、医療法人財団湖聖会の令和7年4月1日から令和8年3月31日までの令和7会計年度の貸借対照表、損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びに財産目録（以下「計算書類」という。）について監査を行った。

私たちは、上記の計算書類が、全ての重要な点において厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠して作成されているものと認める。

監査意見の根拠

私たちは、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における私たちの責任は、「計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。私たちは、我が国における職業倫理に関する規定に従って、法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。私たちは、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の事項

法人の令和7年3月31日をもって終了した前事業年度の計算書類は、前任監査人によって監査されている。前任監査人は、当該計算書類に対して令和7年6月5日付けで無限定適正意見を表明している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告書、関係事業者との取引の状況に関する報告書、純資産変動計算書及び附属明細表である。理事者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

私たちの計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、私たちはその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類の監査における私たちの責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類又は私たちが監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

私たちは、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、私たちが報告すべき事項はない。

計算書類に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠して計算書類を作成することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類を作成するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類を作成するに当たり、理事者は、継続事業の前提に基づき計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に基づいて継続事業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

理事者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

理事者が継続事業を前提として計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続事業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続事業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類の注記事項が適切でない場合は、計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、法人は継続事業として存続できなくなる可能性がある。

計算書類の表示及び注記事項が厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

法人と私たちとの間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上